

生理学研究所研究教育職員の任期更新に当たっての業績等
の判断基準

平成20年11月11日
生理学研究所長裁定

この基準は、自然科学研究機構生理学研究所研究教育職員の任期に関する規則（平成16年生研規則第14号）第4条第1項の規定に基づき、任期更新に当たっての業績審査を行うための判断基準は下記のとおりとする。

記

- 任期更新の可否は、学術論文として発表された研究業績を基本的な指標とし、共同利用研究への貢献、新しい研究分野の開拓、新技術の開発、研究所運営への貢献等を考慮して、総合的に判断する。